

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 証券税制の見直し・緊急投資優遇措置

Q : 証券税制の改正が行われるそうですが、内容を教えてください。

A : 平成14年末での源泉分離課税の廃止、申告分離課税の税率の引下げ、平成14年末までに購入した一定の株式に非課税措置を設けることなどが盛り込まれています。

【解説】

証券税制の見直しが今臨時国会で手当てされることになりました。今回手当てされる措置は、法案成立後直ちに施行される緊急投資優遇措置と、平成15年1月1日以降適用がスタートする措置に分かれます。

まず、緊急投資優遇措置は、改正法の施行日以後平成14年末までに購入した上場株式等（購入価額1千万円まで）を、平成17年～19年までの3年間の間に譲渡した場合には、その譲渡に係る譲渡所得を非課税とするものです。

次に、平成15年以降実施の措置は、①源泉分離課税の廃止、②申告分離課税の税率を26%から20%に引き下げる（ただし1年超保有の上場株式等を平成15年～17年までの3年間の間に譲渡した場合には10%）、③譲渡損失の繰越控除制度の創設、④長期保有上場株式等の100万円特別控除の適用期限を平成17年12月31日まで延長、⑤上場株式等に係る取得費の特例の創設（平成13年9月30日以前取得で取得価額が不明なものは、平成13年10月1日における価額の80%もしくは従来の5%基準のいずれかを選択できる）、などとなっています。

